

## 藤塚地区かわまちづくり協議会設置要綱

(令和6年3月19日市長決裁)

### (設置)

第1条 藤塚地区におけるかわまちづくり計画の実施等に当たり、有識者等の意見を反映させるため、藤塚地区かわまちづくり協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 協議会は、藤塚地区におけるかわまちづくり計画の実施等に関することについて、協議するものとする。

### (組織)

第3条 協議会は、委員12人以内をもって組織する。

- 2 協議会の委員は、学識経験者その他市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。
- 3 委員の任期は、委嘱又は任命の日から協議会の解散の日までとする。

### (会長及び副会長)

第4条 協議会に、会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選によって定め、副会長は、会長の指名する者をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (運営)

第5条 会長は、協議会を招集する。

- 2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところとする。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、協議会に委員以外の者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出その他の必要な協力を求めることができる。

### (解散)

第6条 協議会は、その任務を終了したときに解散するものとする。

### (庶務)

第7条 協議会の庶務は、建設局百年の杜推進部公園整備課において処理する。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

(実施期日)

1 この要綱は、令和6年4月1日から実施する。

(失効)

2 この要綱は、協議会の解散の日限り、その効力を失う。